

大規模小売店舗の名称、小売業を行う者等の変更に関する届出

大仙市告示第148号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第3項において準用する第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日まで市に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

令和7年7月31日

大仙市長 老 松 博 行



1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所

DCM株式会社 代表取締役 石黒 靖規
東京都品川区南大井六丁目22番7号

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

DCM大曲飯田店
秋田県大仙市飯田字屋舗通72番1 外

(3) 変更した事項

①大規模小売店舗の名称

ア 変更前 DCMホームマック大曲飯田店
イ 変更後 DCM大曲飯田店

②大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに

法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前 DCMホームマック株式会社
代表取締役社長執行役員 石黒 靖規
北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁目1番1号
イ 変更後 DCM株式会社
代表取締役 石黒 靖規
東京都品川区南大井六丁目22番7号

(4) 変更した年月日

①令和4年9月1日

②令和3年3月1日

(5) 変更する理由

①店舗名称統一のため

②会社統合のため

2 届出年月日

令和7年7月24日

3 関係書類の縦覧場所及び期間

(1) 縦覧場所

大仙市大曲花園町1番1号 大仙市経済産業部商工業・若者チャレンジ振興課

(2) 縦覧期間

令和7年7月31日から令和7年11月30日まで

4 意見書の提出先

大仙市大曲花園町1番1号 大仙市経済産業部商工業・若者チャレンジ振興課

5 意見書に記載すべき事項

(1) 意見を述べる者の氏名及び住所

(2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見を述べる理由